



鳥取県公報

令和5年5月30日（火）
号外第49号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 条 例 鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例の一部を改正する条例
(23) (障がい福祉課) 4
- ◇ 規 則 鳥取県災害救助法施行細則の一部を改正する規則 (27) (福祉保健課) 5

公布された条例のあらまし

◇鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 県の取組について定めた規定中引用する精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の条項を改める。
- (2) 施行期日は、公布の日とする。

公布された規則のあらまし

◇鳥取県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 救助のために支出することができる費用の限度額を次のとおり引き上げる。

救 助 の 種 類				支出することができる費用の限度額	
				改正後	現 行
避難所の供与（1人1日当たり）				340円	330円
応急仮設住宅（建設型応急住宅）の設置（1戸当たり）				6,775,000円	6,285,000円
炊き出しその他による食品の給与（1人1日当たり）				1,230円	1,180円
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯に対して行う場合	夏季（4月1日から9月30日まで）	1人世帯	19,200円	18,700円
			2人世帯	24,600円	24,000円
			3人世帯	36,500円	35,600円
			4人世帯	43,600円	42,500円
			5人世帯	55,200円	53,900円
			世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額	8,000円	7,800円
			冬季（10月1日から翌年3月31日まで）	1人世帯	31,800円
	2人世帯	41,100円	40,100円		
	3人世帯	57,200円	55,800円		
	4人世帯	66,900円	65,300円		
	5人世帯	84,300円	82,200円		
	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額	11,600円	11,300円		
	住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯	夏季（4月1日から9月30日まで）	1人世帯	6,300円	6,100円
			2人世帯	8,400円	8,200円
3人世帯			12,600円	12,300円	
4人世帯			15,400円	15,000円	
5人世帯			19,400円	18,900円	
世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額			2,700円	2,600円	

帯に対して行う場合		上1人を増すごとに加算する額		
	冬季（10月1日から翌年3月31日まで）	1人世帯	10,100円	9,900円
		2人世帯	13,200円	12,900円
		3人世帯	18,800円	18,300円
		4人世帯	22,300円	21,800円
		5人世帯	28,100円	27,400円
	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額	3,700円	3,600円	
住宅の応急修理（1世帯当たり）	半壊又は半焼により被害を受けた世帯		706,000円	655,000円
	半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯		343,000円	318,000円
学用品の給与（1人当たり）	文房具及び通学用品費	小学校児童	4,800円	4,700円
		中学校生徒	5,100円	5,000円
		高等学校等生徒	5,600円	5,500円
埋葬（1体当たり）	大人		219,100円	213,800円
	小人		175,200円	170,900円
死体の処理（1体当たり）	死体の一時保存（既存建物を利用することが出来ない場合）		5,500円	5,400円
障害物の除去（1世帯当たり）			138,700円	138,300円

(2) 施行期日は、公布の日とし、改正後の規則の規定は、令和5年4月1日から適用する。

条 例

鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年5月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第23号

鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例の一部を改正する条例

鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例（平成29年鳥取県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（県の取組）</p> <p>第15条 県は、障がい者との意思疎通に当たっては、その実施に伴う負担が過重でない限り、次に掲げるとおり行うものとする。</p> <p>（1）～（5） 略</p> <p>（6） 精神障がい者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）<u>第5条第1項</u>に規定する精神障害者をいう。以下同じ。）に対しては、落ち着かせて不安を取り除き、障がいの程度に応じて、平易な表現でゆっくりと伝えることその他の適切なコミュニケーション手段を用いること。</p> <p>（7）・（8） 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>（県の取組）</p> <p>第15条 県は、障がい者との意思疎通に当たっては、その実施に伴う負担が過重でない限り、次に掲げるとおり行うものとする。</p> <p>（1）～（5） 略</p> <p>（6） 精神障がい者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）<u>第5条</u>に規定する精神障害者をいう。以下同じ。）に対しては、落ち着かせて不安を取り除き、障がいの程度に応じて、平易な表現でゆっくりと伝えることその他の適切なコミュニケーション手段を用いること。</p> <p>（7）・（8） 略</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

鳥取県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第27号

鳥取県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県災害救助法施行細則（昭和35年鳥取県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第1（第5条関係）</p> <p>1 避難所及び応急仮設住宅の供与</p> <p>（1）避難所</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 避難所設置のため支出することができる費用は、次のとおりとし、1人1日当たり<u>340円</u>以内とする。ただし、法第4条第2項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる知事が別に定める経費とし、1人1日当たり<u>340円</u>以内とする。</p> <p>（ア）～（カ） 略</p> <p>エ～カ 略</p> <p>（2）応急仮設住宅</p> <p>ア 略</p> <p>イ 建設型応急住宅の供与については、次に掲げるところによる。</p> <p>（ア）・（イ） 略</p> <p>（ウ） 1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて知事が別に定めるものとし、その設置のため支出することができる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、<u>6,775,000円</u>以内とする。</p> <p>（エ）～（キ） 略</p> <p>ウ 略</p> <p>2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</p> <p>（1）炊き出しその他による食品の給与</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり</p>	<p>別表第1（第5条関係）</p> <p>1 避難所及び応急仮設住宅の供与</p> <p>（1）避難所</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 避難所設置のため支出することができる費用は、次のとおりとし、1人1日当たり<u>330円</u>以内とする。ただし、法第4条第2項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる知事が別に定める経費とし、1人1日当たり<u>330円</u>以内とする。</p> <p>（ア）～（カ） 略</p> <p>エ～カ 略</p> <p>（2）応急仮設住宅</p> <p>ア 略</p> <p>イ 建設型応急住宅の供与については、次に掲げるところによる。</p> <p>（ア）・（イ） 略</p> <p>（ウ） 1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて知事が別に定めるものとし、その設置のため支出することができる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、<u>6,285,000円</u>以内とする。</p> <p>（エ）～（キ） 略</p> <p>ウ 略</p> <p>2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</p> <p>（1）炊き出しその他による食品の給与</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり</p>

1,230円以内とする。

エ 略

(2) 略

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1)・(2) 略

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額以内とする。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季 [4月1日から9月30日まで]	円 19,200	円 24,600	円 36,500	円 43,600	円 55,200	円 8,000
冬季 [10月1日から翌年3月31日まで]	円 31,800	円 41,100	円 57,200	円 66,900	円 84,300	円 11,600

備考 略

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季 [4月]	円 6,300	円 8,400	円 12,600	円 15,400	円 19,400	円 2,700

1,180円以内とする。

エ 略

(2) 略

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1)・(2) 略

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額以内とする。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季 [4月1日から9月30日まで]	円 18,700	円 24,000	円 35,600	円 42,500	円 53,900	円 7,800
冬季 [10月1日から翌年3月31日まで]	円 31,000	円 40,100	円 55,800	円 65,300	円 82,200	円 11,300

備考 略

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季 [4月]	円 6,100	円 8,200	円 12,300	円 15,000	円 18,900	円 2,600

1日か ら9月 30日ま で]						
冬 季	円	円	円	円	円	円
[10月	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700
1日か ら翌年 3月31 日ま で]						

備考 略

(4) 略

4・5 略

6 被災した住宅の応急修理

(1) 略

(2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。

ア 半壊又は半焼により被害を受けた世帯 706,000円

イ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円

(3) 略

7 略

8 学用品の給与

(1)・(2) 略

(3) 学用品の給与のため支出することができる費用は、次の額以内とする。

ア 略

イ 文房具及び通学用品費

小学校児童 1人当たり 4,800円

中学校生徒 1人当たり 5,100円

高等学校等生徒 1人当たり 5,600円

(4) 略

9 埋葬

(1)・(2) 略

(3) 埋葬のため支出することができる費用は、1体当たり大人219,100円以内、小人175,200円以内とする。

(4) 略

10 略

11 死体の処理

1日か ら9月 30日ま で]						
冬 季	円	円	円	円	円	円
[10月	9,900	12,900	18,300	21,800	27,400	3,600
1日か ら翌年 3月31 日ま で]						

備考 略

(4) 略

4・5 略

6 被災した住宅の応急修理

(1) 略

(2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。

ア 半壊又は半焼により被害を受けた世帯 655,000円

イ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 318,000円

(3) 略

7 略

8 学用品の給与

(1)・(2) 略

(3) 学用品の給与のため支出することができる費用は、次の額以内とする。

ア 略

イ 文房具及び通学用品費

小学校児童 1人当たり 4,700円

中学校生徒 1人当たり 5,000円

高等学校等生徒 1人当たり 5,500円

(4) 略

9 埋葬

(1)・(2) 略

(3) 埋葬のため支出することができる費用は、1体当たり大人213,800円以内、小人170,900円以内とする。

(4) 略

10 略

11 死体の処理

<p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 死体の処理のため支出することができる費用は、次に掲げる額以内とする。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合は当該施設等の借上げについての通常の実費、既存建物を利用することができない場合は1体当たり<u>5,500円</u>（ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、その地域における通常の実費を加算した額）</p> <p>ウ 略</p> <p>(5) 略</p> <p>12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、当該市町村内において障害物の除去を行った世帯に係る費用の1世帯当たりの平均が<u>138,700円</u>以内とする。</p> <p>(3) 略</p> <p>13 略</p>	<p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 死体の処理のため支出することができる費用は、次に掲げる額以内とする。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合は当該施設等の借上げについての通常の実費、既存建物を利用することができない場合は1体当たり<u>5,400円</u>（ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、その地域における通常の実費を加算した額）</p> <p>ウ 略</p> <p>(5) 略</p> <p>12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、当該市町村内において障害物の除去を行った世帯に係る費用の1世帯当たりの平均が<u>138,300円</u>以内とする。</p> <p>(3) 略</p> <p>13 略</p>
--	--

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の鳥取県災害救助法施行細則の規定は、令和5年4月1日から適用する。